



工務店・大工さんを 紹介します



例えば…

雨樋等の雨漏り

台風被害等による
瓦屋根の修理



こんなときは、住宅課にご相談ください！
区内の建設業者団体
新宿区住宅リフォーム協議会※ を通じて
工務店や大工さんをご紹介します。



※ 新宿区住宅リフォーム協議会は、
「東京土建一般労働組合新宿支部」「早稲田建設業組合」
「新宿建築組合」「東京中小建築業協会新宿支部」
の4団体で構成される建設組合の団体で、新宿区住宅課と
住宅リフォームに関する業者あっ旋についての覚書を締結
しています。

対象となる工事

- ①新宿区内にある
居住を目的とする住宅
が工事場所となる
- ②修繕・増築・改築
模様替え等の工事
(リフォーム)
が対象です。

受付方法

お電話にて、希望する工事の内容・工事場所・申込者氏名・連絡先等をお伝えください。
住宅課居住支援係 TEL 03-5273-3567 (FAX 03-3204-2386)
住宅課では、お聞きした内容を、FAXで **新宿区住宅リフォーム協議会** に伝えます。

新宿区住宅リフォーム協議会 では、工事の内容や日程などから、依頼内容に適した
工務店・大工さん（施工業者）を選定します。

選定された施工業者 から「**原則3日（営業日）以内**」に申込者に連絡が入ります。
下見・工事等の日程や段取りを相談してください。
施工業者が直接自宅等に伺い、工事の見積もりから契約・施工まで行います。
※ 工事内容により、早急に対応できない場合があります。
※ 1つの工事内容に対し、複数の業者をあっ旋することはできません。
※ 工事内容・経費等をよく確認し、納得した上で工事を依頼してください。



代金は、工事完了後に、施工業者へ直接お支払いください。
※ 応急修理をした場合は、修理代金がかかります。
※ 着工時に着手金を支払っていただく場合があります。

申込み・お問い合わせ：新宿区役所 住宅課居住支援係 ☎ 03-5273-3567 (直通)